

## 別紙

### 犬及び猫の飼養管理等業務委託仕様書

動物愛護センター及び犬・猫保護管理所における犬及び猫（以下「犬等」という。）の飼養管理等に関する業務は、この仕様書に従い実施するものとする。

#### 第1 動物愛護センターにおける業務

##### 1 業務実施施設

施設名	所在地	敷地面積	犬等の飼養管理施設
福島県動物愛護センター	田村郡三春町 大字上舞木字向田17番	8,387㎡	362.11㎡

##### 2 委託業務内容

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理

##### 3 業務遂行上の留意点

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
  - ア 犬等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に努めること。
  - イ 犬等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生防止及び周囲の環境保全に努めること。
- (2) 収容犬等の飼養管理
  - ア 犬等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
  - イ 犬等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に努めること。
  - ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。
  - エ 犬等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、動物愛護センターへの通報等、必要な措置を講ずること。
- (3) その他
  - ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報（別記様式1）を動物愛護センターに提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。
  - イ 業務に従事する者の名簿（住所等を記載した書類）を業務着手日までに動物愛護センターに提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を動物愛護センターに連絡すること。
  - ウ 服務規律を厳正にし、県に対し迷惑となることのないよう努めること。
  - エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。
  - オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに動物愛護センターに連絡すること。
  - カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

##### 4 管理等業務を実施する期間等

業務を実施する時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時30分までの計

6時間30分とする。

## 5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所在地	控え室面積
福島県動物愛護センター	田村郡三春町大字上舞木字向田17番	4.74m <sup>2</sup>

(2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。

(3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

## 第2 犬・猫保護管理所における業務

### 1 業務実施施設

施設名	所在地	敷地面積	犬等の飼養管理施設
会津地区犬・猫保護管理所	会津若松市大戸町上雨屋234番地	872.15m <sup>2</sup>	76.70m <sup>2</sup>
相双地区犬・猫保護管理所	南相馬市原町区下渋佐字平164番地4号	1363.01m <sup>2</sup>	114.5m <sup>2</sup>

### 2 委託業務内容

- (1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理
- (3) 殺処分した犬等の焼却
- (4) 収容犬等の引き渡し

### 3 業務遂行上の留意点

(1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃

ア 犬等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に努めること。

イ 犬等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生防止及び周囲の環境保全に努めること。

(2) 収容犬等の飼養管理

ア 犬等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。

イ 犬等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に努めること。

ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。

エ 犬等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、管轄する福島県動物愛護センター支所（以下、「センター支所」という。）への通報等必要な措置を講ずること。

(3) 殺処分した犬等の焼却

焼却設備の点検及び管理を十分に行い、火災の発生防止に努めること。

(4) 収容犬等の引き渡し

抑留犬等引き渡し票を持参した収容犬等の所有者等には、遅滞なく当該犬等を引き渡してその記録を保存しておくこと。

(5) その他

ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報（別記様式2）を管轄するセンター支所に提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。

イ 業務に従事する者の名簿（住所等を記載した書類）を業務着手日までに管轄するセンター支所に提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を管轄するセンター支所に連絡すること。

ウ 服務規律を厳正にし、県に対し迷惑となることのないよう努めること。

エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。

オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに管轄するセンター支所に連絡すること。

カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

4 管理等業務を実施する期間等

(1) 平日は、午前9時から正午、午後1時から午後4時までのうち、それぞれ2時間ずつの計4時間とする。

(2) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、1日2時間とする。

5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所在地	事務所面積
会津地区犬・猫 保護管理所	会津若松市大戸町 上雨屋234番地	43.33㎡
相双地区犬・猫 保護管理所	南相馬市原町区 下渋佐字平164番地2号	32.02㎡

(2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。

(3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

第3 委託業務実施結果報告書

契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書（福島県動物愛護センター）の様式は、次のとおりとする。

		年	月	日
福島県知事				
住所				
氏名			印	
(法人にあつては、名称及び代表者職・氏名)				
委託業務実施結果報告書				
このことについて、業務委託契約書第6条の規定により		年	月	分
について下記のとおり報告します。				
記				
1	業務実施施設名	福島県動物愛護センター		
2	施設の保守及び清掃			
(1)	保守・清掃期間	年	月	日から 月 日まで
(2)	保守・清掃日数	日		
3	収容犬等の飼養管理（月間頭数）			
(1)	犬	頭		
(2)	猫	匹	計	頭匹

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。

年 月 日

所 属 動物愛護センター

検査員 職・氏名

印

契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書（犬・猫保護管理所）の様式は、次のとおりとする。

		年	月	日		
福島県知事						
住所						
氏名			印			
(法人にあっては、名称及び代表者職・氏名)						
委託業務実施結果報告書						
このことについて、業務委託契約書第6条の規定により		年	月	分		
について下記のとおり報告します。						
記						
1	業務実施施設名	地区犬・猫保護管理所				
2	施設の保守及び清掃					
(1)	保守・清掃期間	年	月	日から	月	日まで
(2)	保守・清掃日数	日				
3	収容犬等の飼養管理（月間頭数）					
(1)	犬	頭				
(2)	猫	匹	計	頭匹		
4	殺処分した犬等の焼却（月間頭数）					
(1)	犬	頭				
(2)	猫	匹	計	頭匹		
5	収容犬等の引き渡し（月間頭数）					
(1)	犬	頭				
(2)	猫	匹	計	頭匹		

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。

		年	月	日
所 属	動物愛護センター	支所		
検査員	職・氏名	印		

第4 委託業務完了報告書

契約書第8条に規定する委託業務完了報告書の様式は、次のとおりとする。

委託業務完了報告書	
年 月 日	
福島県知事	
住所	
氏名	
印	
(法人にあつては、名称及び代表者職・氏名)	
委託業務の名称	犬及び猫の飼養管理等業務
委託料	円
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
上記の業務が完了しましたので報告します。	